

④ コメの輸出・輸入

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日 閣議決定）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

（2）グローバルマーケットの戦略的な開拓

① 農林水産物・食品の輸出促進

国内においては、消費者の低価格志向に加え、今後は本格的な少子高齢化・人口減少に伴って、農林水産物・食品の消費の減少が見込まれる。このような中で、農業・2 農村の持続性を確保し農業の生産基盤を維持していくため、品目ごとの特性を踏まえて国内需要に応じた生産を拡大することに加え、我が国の高品質な農林水産物・食品を輸出に仕向けるための努力を官民の総力を挙げて行い、可能な限り輸出を拡大していく。

2019年の農林水産物・食品の輸出額は、9,121億円となり、7年連続で増加したものの、1兆円目標には至らなかった。今後の更なる輸出拡大のため、在外公館やJETRO等の諸機関とも連携して、輸出先国・地域の市場規模、インフラ、食の志向等を踏まえた輸出可能性をより深く分析するとともに、海外の食品安全規制への対応の強化、海外の規制・ニーズに応じた生産ができる事業者の育成、輸出先のニーズに応じた供給力の強化、海外で売れる可能性を持った新たな商品の発掘・開発・売り込みの強化、加工による付加価値の高い輸出の取組の強化等を品目ごとの課題に応じた対応を進める。

（中略）

上記の取組を総合的に進め、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円（内訳については、少額貨物（1ロット20万円以下）は除き、農産物1.4兆円、林産物0.2兆円、水産物1.2兆円、加工食品2.0兆円）とすることを目指す。

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

(6) 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化

③ 米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換

ア 消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給

国内の米の消費の減少が今後とも見込まれる中、水田活用の直接支払交付金による支援等も活用し水田のフル活用を図るとともに、米政策改革を定着させ、国からの情報提供等も踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が行う需要に応じた生産・販売を着実に推進する。

(中略)

さらに、国内の主食用米の需要が減少する中、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を通じ、日本産コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大を図るため、産地や輸出事業者と連携して戦略的なプロモーション等を行うとともに、高まる海外ニーズや規制の情報、輸出事例等について産地やメーカー、加工・流通サイドへの情報提供を行い、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成等を推進する。

コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況

輸出の現状

○ コメ・コメ加工品の輸出金額はコメ(援助米除く)の輸出が好調ではあるものの、日本酒の減少が大きく、全体の輸出金額では減少(対前年同期比-15%)。数量(原料米換算)ベースでも減少。(対前年同期比-1%。)

品 目 名		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年1～5月		(参考) 主な輸出先国	
							対前年同期比		
コメ・コメ加工品		数量(※)	24,135トン	28,340トン	31,741トン	34,851トン	13,957トン	-1%	米国 香港 中国 台湾 韓国 シンガポール
		金額	221億円	261億円	304億円	323億円	114億円	-15%	
	コメ (援助米を除く)	数量	9,986トン	11,841トン	13,794トン	17,381トン	8,493トン	+33%	香港 シンガポール 米国 台湾 中国
		金額	27億円	32億円	38億円	46億円	23億円	+35%	
	米菓 (あられ・せんべい)	数量	3,567トン	3,849トン	4,053トン	4,033トン	1,533トン	±0%	米国 台湾 香港 シンガポール サウジアラビア
		原料米換算	3,032トン	3,272トン	3,445トン	3,428トン	1,303トン	±0%	
		金額	38億円	42億円	44億円	43億円	16億円	±0%	
	日本酒 (清酒)	数量	19,737 キロリットル	23,482 キロリットル	25,747 キロリットル	24,928 キロリットル	7,388 キロリットル	-35%	米国 中国 香港 韓国 台湾 シンガポール
		原料米換算	11,117トン	13,227トン	14,502トン	14,041トン	4,162トン	-35%	
		金額	156億円	187億円	222億円	234億円	75億円	-25%	

※コメの輸出量とコメ加工品(米菓及び日本酒)の輸出量(原料米換算)の合計

商業用のコメの輸出数量及び輸出金額の推移

- 2019年の輸出数量は17,381トン(対前年比26%増)、輸出金額は約46億円(同23%増)となった。
- 2020年1～5月の輸出数量は8,493トン(対前年同期比33%増)、輸出金額は約23億円(同35%増)となった。

	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年 (1～5月)	
	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円	数量 トン	金額 百万円
輸出合計	7,640 (+69%)	2,234 (+56%)	9,986 (+31%)	2,709 (+21%)	11,841 (+19%)	3,198 (+18%)	13,794 (+16%)	3,756 (+17%)	17,381 (+26%)	4,620 (+23%)	8,493 (+33%)	2,290 (+35%)
香港	2,519 (+109%)	659 (+75%)	3,342 (+33%)	842 (+28%)	4,128 (+24%)	1,016 (+21%)	4,690 (+14%)	1,160 (+14%)	5,436 (+16%)	1,372 (+18%)	3,099 (+47%)	826 (+55%)
シンガポール	1,850 (+93%)	463 (+55%)	2,350 (+27%)	539 (+16%)	2,861 (+22%)	642 (+19%)	3,161 (+10%)	694 (+8%)	3,879 (+23%)	802 (+15%)	1,523 (+3%)	336 (+10%)
アメリカ	322 (+254%)	103 (+185%)	812 (+152%)	236 (+129%)	986 (+21%)	320 (+36%)	1,282 (+30%)	404 (+26%)	1,980 (+54%)	543 (+34%)	1,012 (+44%)	285 (+46%)
台湾	753 (+348%)	268 (+264%)	910 (+21%)	321 (+20%)	943 (+4%)	350 (+9%)	1,173 (+24%)	394 (+12%)	1,262 (+8%)	411 (+4%)	708 (+71%)	218 (+49%)
中国	568 (+1,135%)	291 (+1,429%)	375 (-34%)	163 (-44%)	298 (-21%)	97 (-40%)	524 (+76%)	211 (+117%)	1,007 (+92%)	363 (+72%)	377 (+14%)	115 (-8%)
オーストラリア	273 (+44%)	84 (+51%)	357 (+31%)	109 (+30%)	476 (+33%)	145 (+33%)	635 (+33%)	197 (+37%)	770 (+21%)	233 (+18%)	468 (+82%)	136 (+76%)
タイ	208 (+890%)	37 (+321%)	395 (+90%)	71 (+93%)	192 (-51%)	51 (-29%)	320 (+67%)	81 (+60%)	578 (+81%)	145 (+79%)	244 (-4%)	63 (+3%)
イギリス	189 (+226%)	60 (+160%)	326 (+72%)	98 (+64%)	695 (+113%)	191 (+94%)	422 (-39%)	121 (-37%)	450 (+7%)	131 (+8%)	232 (+13%)	65 (+13%)
ベトナム	142 (+788%)	15 (+195%)	74 (-48%)	16 (+6%)	101 (+36%)	33 (+108%)	118 (+17%)	37 (+11%)	213 (+81%)	65 (+75%)	50 (+16%)	14 (-5%)
ロシア	30 (-45%)	10 (-51%)	74 (+147%)	25 (+162%)	78 (+5%)	31 (+21%)	120 (+54%)	43 (+39%)	174 (+45%)	64 (+50%)	63 (+58%)	23 (+51%)
マレーシア	124 (+1,967%)	41 (+1,862%)	167 (+35%)	45 (+10%)	259 (+55%)	62 (+40%)	221 (-15%)	51 (-17%)	234 (+6%)	59 (+14%)	88 (+2%)	22 (+6%)
モンゴル	134 (+84%)	24 (+68%)	198 (+48%)	33 (+37%)	203 (+3%)	32 (-4%)	336 (+66%)	56 (+73%)	315 (-6%)	53 (-5%)	227 (+141%)	37 (+137%)
その他	528 (+81%)	179 (+57%)	606 (+15%)	211 (+17%)	621 (+2%)	228 (+8%)	792 (+28%)	307 (+35%)	1,083 (+37%)	380 (+24%)	402 (+14%)	148 (+14%)

資料: 財務省「貿易統計」(政府による食糧援助を除く。)

注1: ()内は対前年同期増減率である。

注2: 数量1トン未満、金額20万円未満は計上されていない。

1. 設立	平成26年11月27日 (前身の全国米関連食品輸出促進会から改称し、組織目的を明確化し、オールジャパンの輸出団体として平成26年11月27日に設立。平成27年8月13日に一般社団法人化。)
2. 目的	1. 我が国の良質なコメ・コメ関連食品の海外での需要の開拓・拡大を図り、世界のマーケットに届けるため、オールジャパンで取り組むべき共通課題の洗い出し・解決に向けた協力体制を構築すること 2. 輸出の拡大を通じて、我が国のコメ生産者の所得向上に資すること 3. 輸出拡大にむけて、協議会会員間の相互の情報収集、共有を通じ、各種連携を促進し、必要に応じて輸出事業の共同展開に資すること
3. 事業内容	1. オールジャパンのブランド育成 2. 海外市場開拓調査 3. 産地PR・国内商談会 4. 海外販売促進活動 5. 会員ニーズに基づく共同の取組の促進 等
4. 会員数	48会員(令和2年6月1日現在) 全国農業協同組合連合会、木徳神糧株式会社、株式会社神明、千田みずほ株式会社、板橋貿易株式会社、全国米穀販売事業共済協同組合、白鶴酒造株式会社、全国米菓工業組合 等

コメ・コメ関連食品の輸出拡大に向けた取組

- コメ・コメ関連食品の輸出拡大のため、他の品目に先がけて、オールジャパンでコメ・コメ関連食品の輸出を促進する全国団体（全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会）を平成26年11月27日に立ち上げ。
- 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会は、統一ロゴマークの開発・発表、海外でのPRイベント等を開催。

（１）日本産米であることの識別を容易にし、その品質等を海外の消費者にアピールするため、日本産米・米加工品輸出の統一ロゴマークを開発し、国内で発表（平成27年3月13日）。（農林水産大臣出席、国内メディア約30社が参加）

ロゴマークと併せてQRコードを表示し、日本産米に関する映像コンテンツを含むWEBページにリンクさせることにより、日本産米の良さを映像でPRする仕組みを構築。

〈 日本産米輸出の統一ロゴマーク 〉



（注）QRコードから、日本産米・米加工品のPR映像が流れるHPへリンク

（２）海外においても、統一ロゴマークを用いて、日本産米・米関連食品のPRイベントを開催。

- ① 米国 日本酒のPR・商談会（2018年4月30日～5月3日）
- ② 香港 日本産米・パックご飯・日本酒・米菓のPR（2018年8月16日～18日）
- ③ シンガポール 米菓のPR・セミナー（2018年10月19日～21日）
- ④ 上海 日本産米・パックご飯・日本酒・米菓のPR（2018年11月5日～10日）
- ⑤ 香港 日本産米のPR・セミナー（2018年12月10日）
- ⑥ 北京 日本酒のPR・セミナー（2019年1月17日）
- ⑦ 中国 パックご飯・米菓・日本酒のPR（2019年1月～3月）
- ⑧ 米国 日本酒のPR・セミナー・商談会（2019年2月23日～3月2日）
- ⑨ 中国 パックご飯のPR（2019年6月～7月）
- ⑩ 北京 日本酒のPR（2019年7月19日～21日）
- ⑪ 香港 日本産米のPR（2019年9月30日～10月31日）
- ⑫ 上海 日本産米の商談会（2019年11月5日～10日）

香港高級中華料理店での日本産米を使用したメニューフェアの実施
（2019年9月30日～10月31日）

香港の高級中華料理店（7店舗）において、当地で著名なシェフの考案による日本産米を使用したメニューフェアを実施。

フェアに先立ち、9月17日（火）に開催したメディア試食会には11社（14名）の現地メディアが参加。



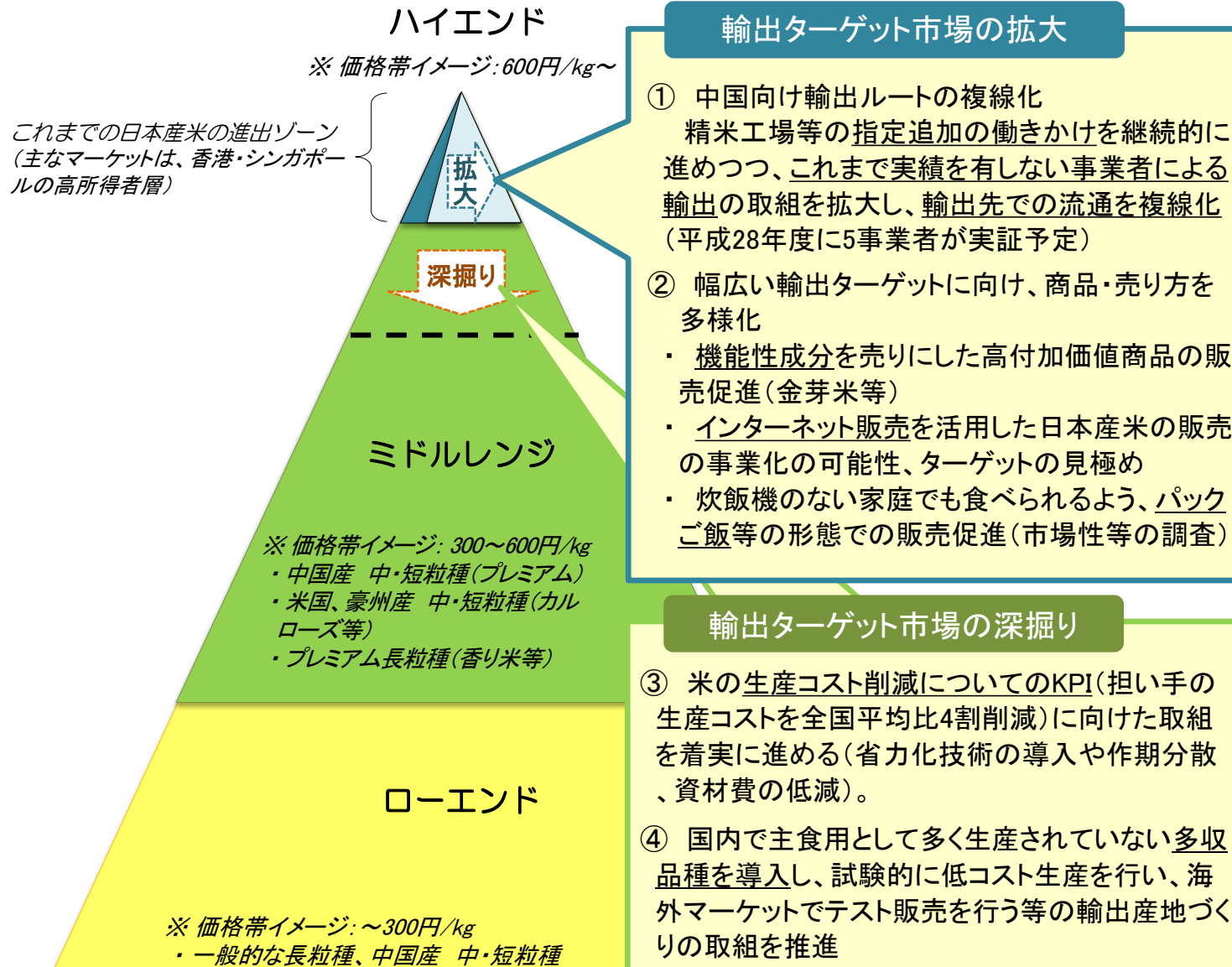
第2回中国国際輸入博覧会
（2019年11月5日～10日）

昨年に続き、習近平主席主導による輸入に特化した総合見本市が開催。

ジェトロの食品・農産品ブース内に日本産米ブースを設置し、複数事業者が日本産米を出品し、商談を実施。



海外マーケットにおける日本産米の位置付け及び対応方針(イメージ)



輸出用米生産に関する制度運用を改正

- ⑤ 従来は、国内主食用米と区別するため、6月時点で「販売契約書」の提出を求めていたが、平成28年4月より、生産者による「輸出計画書」のみで生産が可能となるよう、制度運用を改正

コメ海外市場拡大戦略プロジェクト構想(平成29年9月8日公表)

我が国のコメの消費量が毎年約10万トン減少していく中で、食料自給率・食料自給力の向上や米農家の所得向上を図っていくためには、海外市場に積極的に進出し、輸出を拡大していくことが喫緊の課題。

→ そのため、平成29年9月に「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、**コメの輸出量を飛躍的に拡大するため、戦略的に輸出に取り組む関係者を特定し、それらが連携した個別具体的な取組を強力に後押しする。**

(1) 戦略的輸出事業者

令和元年に向けた飛躍的な輸出目標を掲げ、コメ輸出の戦略的な拡大に取り組む輸出事業者を「戦略的輸出事業者」として特定。



「戦略的輸出事業者」等と連携したプロモーション等により、輸出先国における日本産米の需要を拡大

連携したプロモーション等の実施

「戦略的輸出事業者」と連携して、輸出用米の安定的な生産に取り組む「戦略的輸出基地」づくりを推進

産地と事業者の結びつきの強化・拡大

(2) 戦略的輸出基地(産地)

輸出産地としての取組方針を掲げ、輸出用米の安定的な生産に取り組む産地(法人・団体)を「戦略的輸出基地」として特定。



コメ輸出の飛躍的拡大

目標：10万トン^(※)

(3) 戦略的輸出ターゲット国

「戦略的輸出事業者」が輸出を拡大する国を中心に、重点的にプロモーション等を行う「戦略的輸出ターゲット国」を特定。

→ 中国、香港、シンガポール、米国、EU等



(※) 米菓・日本酒等の原料米換算分を含む。

戦略的輸出事業者

73事業者(目標数量合計 14万トン※)

○ 主な戦略的輸出事業者(輸出目標(令和元年)上位5事業者を抜粋)

戦略的輸出事業者	輸出目標	重点国・地域
(株)神明	30,000トン	香港、中国
木徳神糧(株)	30,000トン	中国、台湾、タイ、ベトナム等
JA全農	20,000トン	中国、シンガポール、他アジア、中東、EU、米国等
(株)Wakka Japan	15,000トン	香港、シンガポール、台湾、ハワイ、米国本土、タイ、中国
全農パールライス(株)	10,000トン	中国、台湾、ヨーロッパ、米国、香港、シンガポール、タイ、ロシア等

※ 輸出事業者の目標の積み上げであり、重複して計上される場合もある。

戦略的輸出基地(産地)

- (1)団体・法人 255産地
(2)都道府県単位の集荷団体等 21団体 (JA全農県本部、経済連)
((1)以外の産地も含めた取組を推進する都道府県単位の団体等)
(3)全国単位の集荷団体等 1団体 (JA全農)
((1)、(2)以外の産地も含めた取組を推進する全国単位の団体等)

○ 主な戦略的輸出基地
(平成30年産輸出実績(見込み)上位5産地を抜粋)

【JA】		【その他団体・法人等】	
都道府県	戦略的輸出基地	都道府県	戦略的輸出基地
新潟県	JAグループ新潟 米輸出推進協議会	新潟県	株式会社新潟農商
宮城県	JAみやぎ登米	新潟県	新・新潟米ネットワーク
富山県	JAみな穂	茨城県	茨城県産 米輸出推進協議会
岩手県	JA岩手ふるさと	山形県	(株)庄内こめ工房
秋田県	JA秋田おばこ	北海道	(株)シヨクレン北海道

戦略的輸出ターゲット国

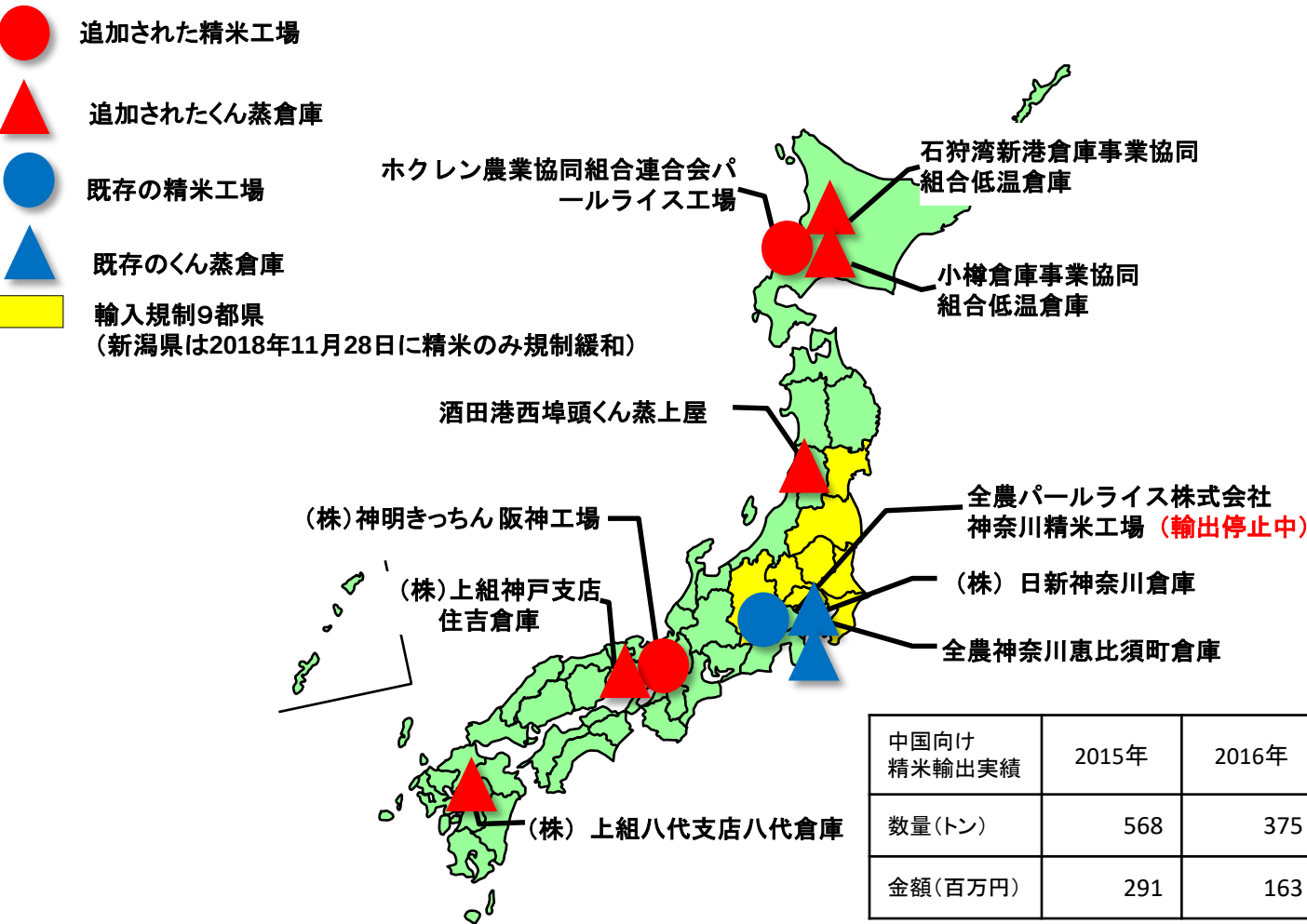
戦略的輸出事業者から提出された「重点的に輸出を拡大する国・地域」は以下のとおり。
中国、台湾、香港、マカオ、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、モンゴル、米国、カナダ、EU、スイス、オーストラリア、ロシア、中東、インド

今後の取組方針

- 海外市場における日本産米の需要をより一層喚起し、輸出拡大に繋げるため、令和元年度・令和2年度補正予算に盛り込まれた輸出促進予算等を活用して戦略的輸出事業者による海外市場開拓を強力に推進。
- また、海外需要に応じた輸出用米の生産拡大を進めるため、戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地の結びつけ・マッチングを進めるとともに、各県・地域が水田フル活用ビジョンの検討を進める中で、戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地との間で輸出用米の具体的な生産数量や品種等の調整が進むよう、関係者が一体となって輸出用米生産の取組を推進。
- 引き続き、本プロジェクトに参加する輸出事業者及び産地の団体・法人を募集。

中国向けコメ輸出の状況

- 2018年5月の日中首脳会談時に、中国側と精米工場2施設及びくん蒸倉庫5施設の追加に合意した結果、精米工場3施設及びくん蒸倉庫7施設からの輸出が可能となり、7月に兵庫、9月に北海道からそれぞれ輸出開始。
- 2018年11月には、福島第一原子力発電所の事故後輸入停止となっていた新潟県の精米の規制が緩和され、2019年1月に1トン(2kg×500袋)輸出。2019年7月以降、全農や神明が本格的に輸出・販売を開始。(2019年1～12月の輸出実績は22トン)。



中国向け 精米輸出実績	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年 (1～5月)
数量(トン)	568	375	298	524	1007	377
金額(百万円)	291	163	97	211	363	115

- 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格差が存在。
- 米の生産コストは、米国と比較して7倍の差(2018年)。
- 我が国では、トラクタや自脱型コンバインのほか、田植機といった各工程に係る専用機を多くの生産者が保有し、自ら作業。一方、米国では、基本的にはトラクタと普通型コンバインを所有し、播種や防除、施肥作業は専門業者に委託。

日米の水稲栽培法の主な違い

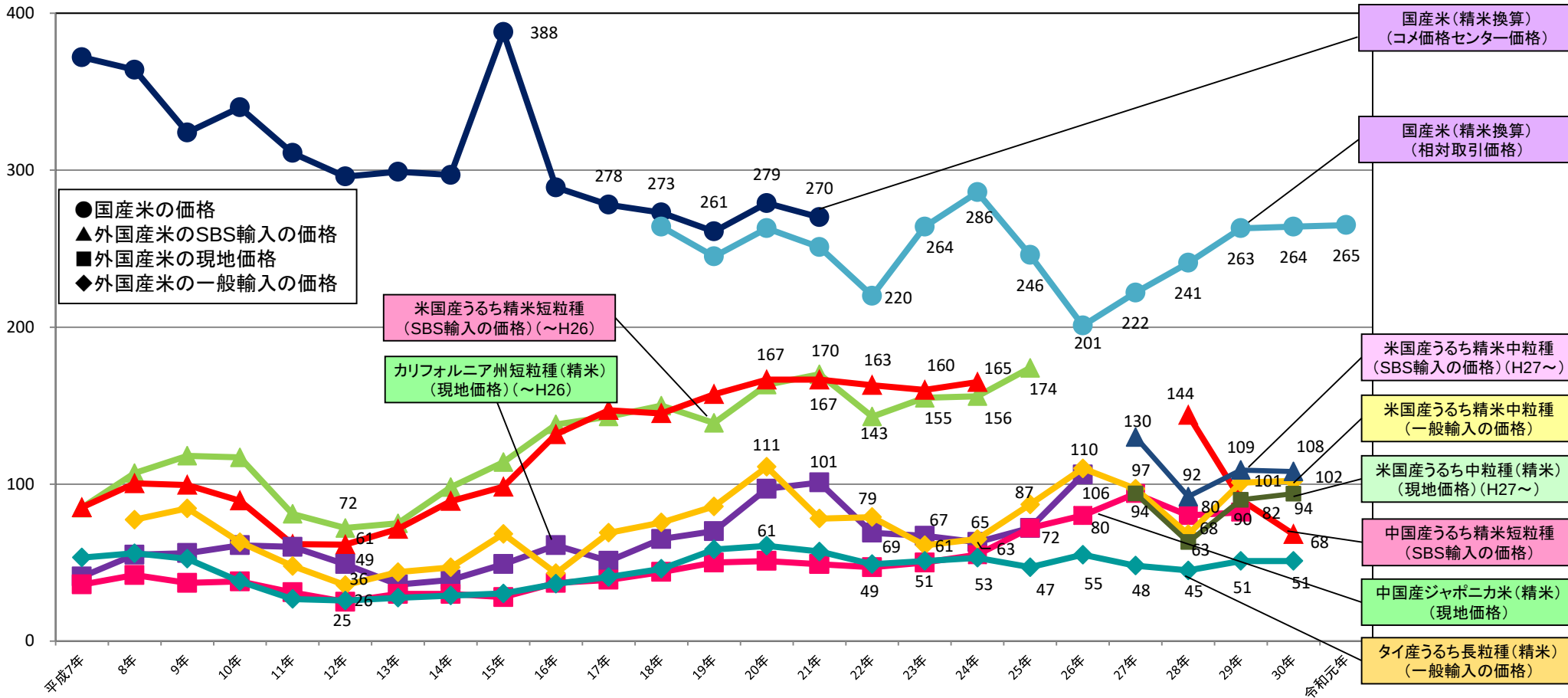
- 我が国は、0.3～0.5ha区画を中心とした水田に合う中型機械による稲作が行われているのに対して、米国の稲作は広大な農地に簡易に畦を造成した大区画(10ha区画程度)で、種もみを飛行機で直接、播種する等、栽培法が大きく異なり、効率性に大きな格差。

	日本	米国(カリフォルニアの典型的生産法)
経営規模 [1ha=10,000m²]	水稲作付面積 全国平均 1.4ha  北海道 8.2ha  1区画規模 ～1ha程度 	約320ha 〔 約1.8km×1.8km相当 東京ドーム約70個相当 〕 1区画規模 ～10ha程度 
トラクター	 20～50馬力 〔 30馬力：0.2ha/時 〕	 95～225馬力 →購入又はリース 〔 200馬力：1.2ha/時 〕
播種・育苗・移植 直播	 ハウス内等で播種・育苗 → 田植機により移植 〔 4～10条植： 0.2～0.45ha/時 〕	 種もみを飛行機から 直接播種 →専門業者に外部委託
収穫	 自脱型コンバイン 〔 3～6条刈： 0.15～0.3ha/時 〕	 大型コンバイン →購入又はリース 〔 刈幅6m：1ha/時 〕

コメの内外価格差

○ 我が国と海外との内外価格差は依然として大きい。

円/kg(精米ベース)



注1: コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。(全銘柄加重平均価格)

注2: 相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月(令和元年産は出回りから令和2年5月まで))を精米換算したもの。(全銘柄加重平均価格)

注3: SBS輸入の価格は政府買入価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含む。(加重平均価格) 26年度の米国産うるち精米短粒種及び25年度～27年度の中国産うるち精米短粒種の輸入実績はない。

注4: 一般輸入の価格は政府委託契約価格(年度ベース)であり、港湾諸経費を含まない。(加重平均価格)

注5: カリフォルニア州短粒種(精米)の現地価格は、現地精米所出荷価格(暦年ベース)。「USDA Rice Yearbook」(米国農務省)。23年1～10月のデータはなし。

注6: 米国産うるち中粒種(精米)の現地価格は、業界誌が掲載した月初のFOB価格(当該年度の9月～3月の平均価格)。

注7: 中国産ジャポニカ米(精米)の現地価格は、平成21年までは現地市場における精米の卸売価格、平成22年、23年は現地市場におけるもみ米の卸買付価格を精米換算(換算率は米国農務省データによる)したもの。平成24年以降は卸売市場における精米の卸売価格(いずれも暦年ベース)。「中国農業発展報告」(中華人民共和国農業部)

注8: 為替レートは「International Financial Statistics Yearbook」(国際通貨基金)。

MA米の運用に関する政府の方針・見解

- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う 農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣 議 了 解

(別紙)

対策項目

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

○ MA輸入に関する政府統一見解

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の 法的性格に関する政府統一見解

- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に入力される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)

令和元年度のSBS米の輸入入札状況(ガット・ウルグアイラウンド農業合意によるMA米数量分(10万トン))

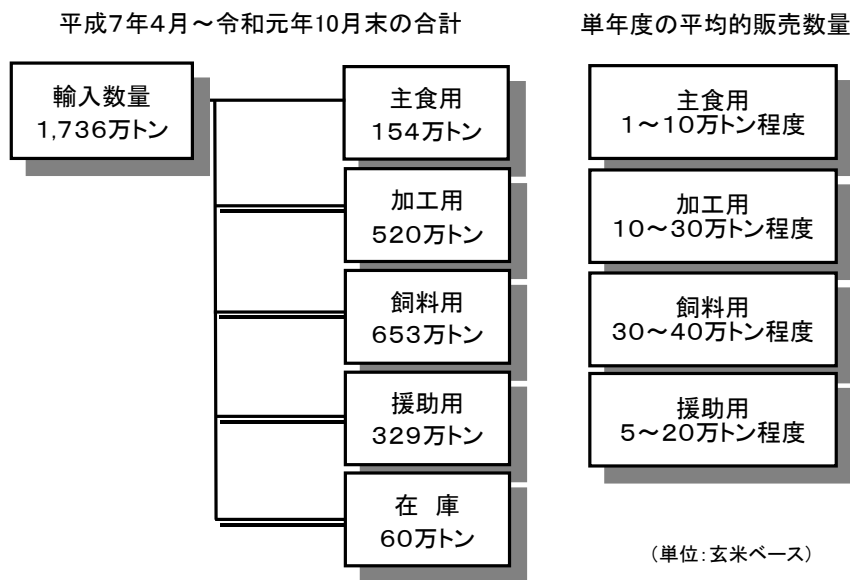
(単位:実トン)

	全体			丸米			砕米		
入札回数	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量	輸入予定数量	応札数量	落札数量
第1回 (元年9月27日)	25,000	12,583	8,909	22,500	7,817	6,409	2,500	4,766	2,500
第2回 (元年10月30日)	25,000	11,746	9,566	22,500	7,346	7,066	2,500	4,400	2,500
第3回 (元年11月22日)	25,000	12,064	9,498	22,500	7,158	6,998	2,500	4,906	2,500
第4回 (元年12月20日)	25,000	7,802	7,056	22,500	4,596	4,556	2,500	3,206	2,500
第5回 (2年1月22日)	30,000	9,075	8,855	27,000	6,359	6,139	3,000	2,716	2,716
第6回 (2年2月7日)	30,000	11,125	9,549	27,000	6,749	6,549	3,000	4,376	3,000
第7回 (2年2月25日)	30,000	9,631	9,151	27,000	6,377	6,317	3,000	3,254	2,834
第8回 (2年3月10日)	37,416	14,067	13,959	34,416	8,219	8,219	3,000	5,848	5,740
合計			76,543			52,253			24,290

MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途(主として加工食品の原料用)を中心に販売。
- 一方で、MA米に対する加工用等の需要は限られるため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況(令和元年10月末現在)



注1:「輸入数量」は、令和元年10月末時点の政府買入実績。
注2:「主食用」は、主に中食・外食向け米。
(※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米を、援助用(151万トン)、飼料用等(214万トン)に活用。)
注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。
注4:「在庫」は、令和元年10月末時点の数量。
注5:在庫60万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。
注6:上記販売用途の他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した16万トンがある。
注7:ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の販売状況(年度別)

(単位: 万玄米トン)

販売先	平成8RY	平成9RY	平成10RY	平成11RY	平成12RY	平成13RY	平成14RY	平成15RY	平成16RY	平成17RY	平成18RY	平成19RY	平成20RY	平成21RY	平成22RY	平成23RY	平成24RY	平成25RY	平成26RY	平成27RY	平成28RY	平成29RY	平成30RY	令和元RY	合計
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	1	8	10	4	1	1	5	9	4	154
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	15	15	19	16	10	12	19	18	17	520
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	38	45	33	44	65	70	63	39	50	653
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	9	19	10	4	6	4	2	5	5	329
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	96	78	80	83	71	64	54	60	60	—

注1: RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である
(例えば令和元RYであれば、平成30年11月から令和元年10月まで)。
注2: この他に、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用に販売した16万トンがある。
注3: ラウンドの関係で、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ MA米の食糧援助への活用に応じた留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・ 財政負担が必要
- ・ 国際ルールとの整合性に留意:
 - ① 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
 - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品を同じように扱う必要

MA米の運用に伴う財政負担

○ MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。

○ MA米の売買差損・保管料等

MA米の飼料用販売

8万円 / トンの輸入米
2万円 / トンで飼料用に販売

} 差し引き6万円/トンの財政負担

50万トン飼料用として売却すれば
300億円

MA米の援助への活用

8万円 / トンの輸入米に
2万円 / トンの輸送費を負担して援助

} 合わせて10万円/トンの財政負担

50万トン援助すれば
500億円

MA米の在庫

1年間で、1万円/トンの保管料

100万トンを1年間在庫すれば
100億円

○ MA米の損益全体

(単位: 億円)

	7年度 (1995)	8年度 (1996)	9年度 (1997)	10年度 (1998)	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)	16年度 (2004)	17年度 (2005)	18年度 (2006)
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116	13	▲202	▲22	16
売上原価	▲97	▲216	▲230	▲373	▲347	▲298	▲247	▲221	▲492	▲632	▲439	▲546
買入額	▲314	▲365	▲400	▲439	▲346	▲321	▲289	▲349	▲467	▲362	▲523	▲493
売却額	54	330	378	523	562	502	472	337	505	430	417	562
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185	▲172	▲182	▲185	▲240
保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103	▲124	▲147	▲170	▲184
損益合計 (①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	62	31	39	▲69	▲159	▲384	▲207	▲224

注5

	19年度 (2007)	20年度 (2008)	21年度 (2009)	22年度 (2010)	23年度 (2011)	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)
売買損益①	49	▲25	▲135	▲228	▲224	36	▲28	▲295	▲375	▲234	▲67	▲235
売上原価	▲597	▲595	▲779	▲611	▲649	▲501	▲485	▲629	▲697	▲592	▲554	▲611
買入額	▲577	▲646	▲708	▲506	▲630	▲518	▲498	▲629	▲663	▲579	▲605	▲599
売却額	646	570	644	383	425	537	457	334	322	358	487	376
管理経費②	▲265	▲179	▲203	▲152	▲138	▲121	▲122	▲117	▲130	▲117	▲95	▲76
保管料	▲133	▲92	▲113	▲92	▲92	▲82	▲86	▲89	▲86	▲72	▲61	▲56
損益合計 (①+②)	▲216	▲204	▲338	▲380	▲362	▲85	▲150	▲412	▲505	▲351	▲163	▲311

注1: 数値はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

注2: 「売上原価」は、「期首在庫棚卸高+買入額-期末在庫棚卸高」により算出。

注3: 「売買損益」は、売却額から売上原価を差し引いたもの。

注4: 「管理経費」は、保管料、運搬費等。

注5: 平成11～13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れた。

注6: MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。

注: 平成26～30年度のデータ等を基に試算。

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。
- 一方、輸出国からは、MA制度の透明性や日本の消費者への十分なアクセスを求める等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

・ ガット第2条(譲許表)

加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

・ ガット第3条(内国民待遇)

輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。

・ ガット第17条(国家貿易企業)

国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。

・ 農業協定第4条(市場アクセス)

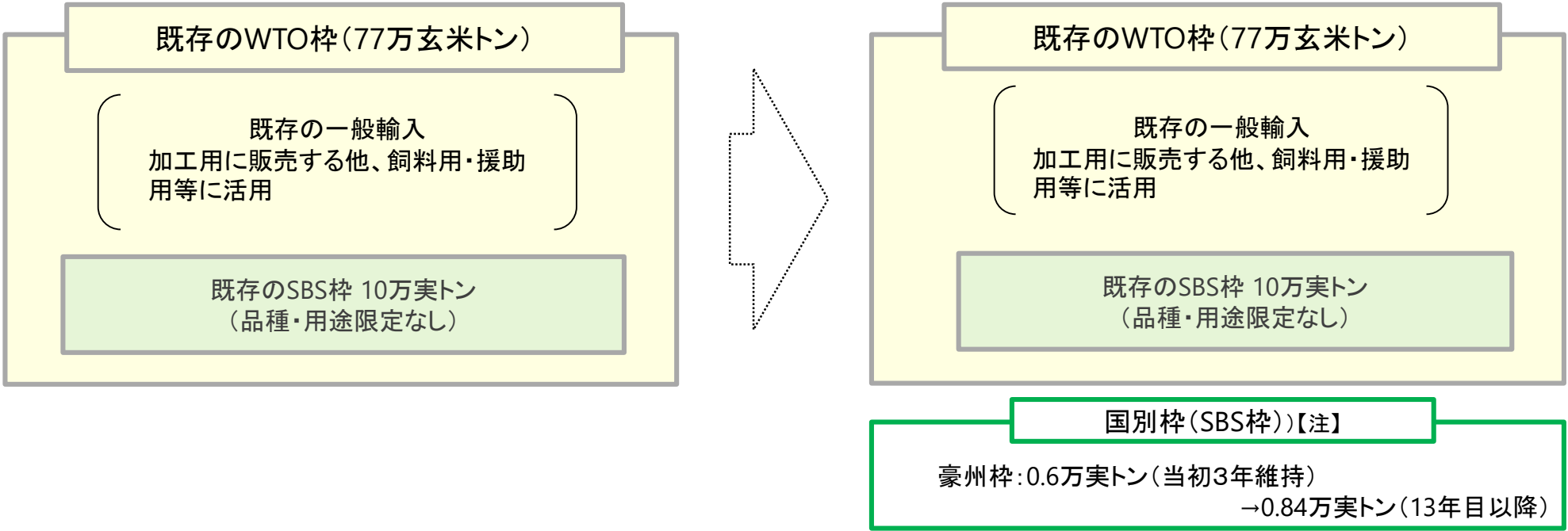
原則として通常関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国側の意見

米国 (「外国貿易障壁報告」 (2020年4月公表)等)	中国 (「国別貿易投資環境報告」 (2014年4月公表))
○ MA米の輸入 一般輸入米は政府在庫となった上で、<u>もっぱら加工用・飼料用・援助用に使用。日本の消費者への十分なアクセスを阻んでいる。</u> ○ 米国政府の対応方針 日本によるWTO上の<u>コメ輸入に関する約束の観点から日本の輸入を注視。</u> ○ 枠外関税 輸入禁止的な高い水準の税率により、<u>枠外輸入はほぼ商業的に不可能。</u>	○ MA米の輸入 品種等についての制約を受けるため、<u>中国産米の対日輸出が困難。</u> ○ 中国政府の対応方針 日本がMA制度の<u>透明性を向上させることを期待。</u> ○ 枠外関税 法外な枠外関税は輸入米の競争力を大幅に弱めており、<u>枠外輸入数量を極めて少なくしている。</u>

TPP11におけるコメの豪州枠の運用

- TPP11においては、現行の国家貿易制度と、枠外税率(米の場合341円/kg)を維持した上で、豪州にSBS方式の国別枠を設定。(米と米粉等の国貿品目を対象として一体的に運用。)
- 国別枠の数量は、当初3年は6,000実トン、13年目以降は8,400実トン。入札は、毎年度、5月から2ヶ月ごとに年6回実施する。



注:円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を実施。

○ TPP11豪州枠の年間枠数量及び輸入数量

(単位:実トン)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030以降
枠数量 (実トン)	2,000(※)	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720	6,960	7,200	7,440	7,680	7,920	8,160	8,400
輸入数量	1,120	3,459	0 (2020.6時点)										

※協定が2018年12月に発効したため、2018年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量
注:輸入数量は各年度の輸入契約数量の推移。

II TPP等関連政策の目標

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○ 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

輸出重点品目のほぼ全てで獲得された関税撤廃等の成果を最大限活用するため、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出のための司令塔組織の創設と合わせて、更なる輸出阻害要因の解消、輸出条件の改善及び国内の輸出環境整備、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）や有機等の国際的認証の取得等によるグローバル産地づくりの強化、戦略的プロモーションの強化、輸出に取り組む事業者の施設整備の支援や資金供給の円滑化、流通などの商流の体制強化、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、強い農林水産業の構築を推進する。また、モノの輸出のみならず食産業の海外展開など、生産者等の所得につながる海外需要の獲得のための取組を推進する。

○ 国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を中小・家族経営や条件不利地域も含めて支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

② 経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

○ 米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○ 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

（米・牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・乳製品・青果物・茶・花き・林産物・水産物などの重点品目のJ E T R O等を活用した輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議等による輸出環境の整備、日本発の食品安全管理規格等の策定、輸出向け施設整備等産地対策の強化、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への食体験の充実を通じた地域農林水産物等の販売促進、輸出に取り組む事業者への資金供給の円滑化）

○ 国際競争力のある産地イノベーションの促進

（産地パワーアップ事業による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場・ばれいしょでん粉工場等の再編整備）

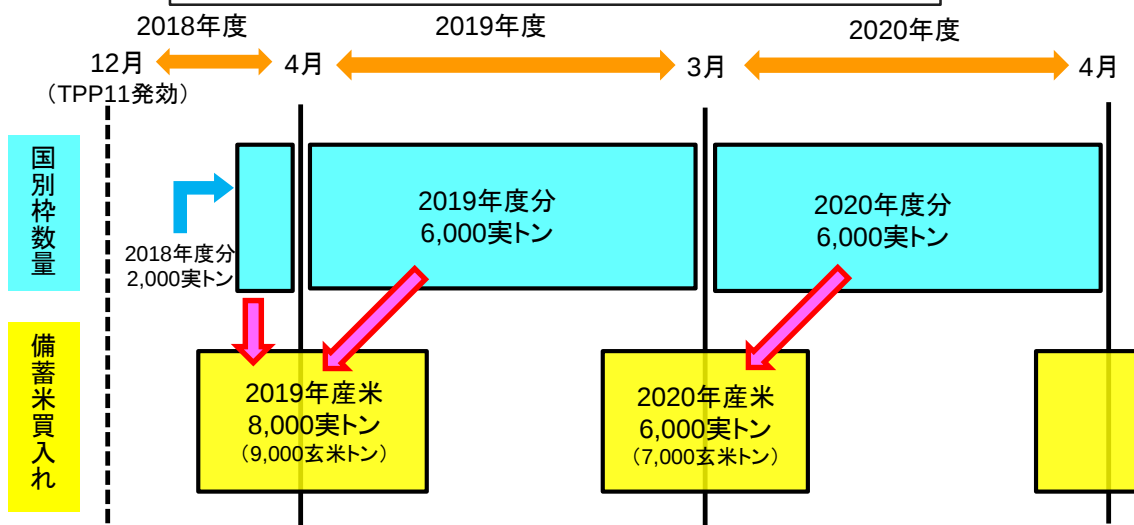
（産地生産基盤パワーアップ事業の創設による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、国内外の新市場獲得に向けた拠点整備及び生産基盤継承・強化、堆肥の活用による全国的な土づくりの展開、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、スマート農業実証の加速化、農業者等への資金供給の円滑化、製粉工場・製糖工場・ばれいしょでん粉工場等の再編整備、病虫害等の侵入防止など動植物検疫体制の強化）

総合的なTPP等関連政策大綱に基づく備蓄米の運営の見直し

○ 政府備蓄米の運営の見直しについて、

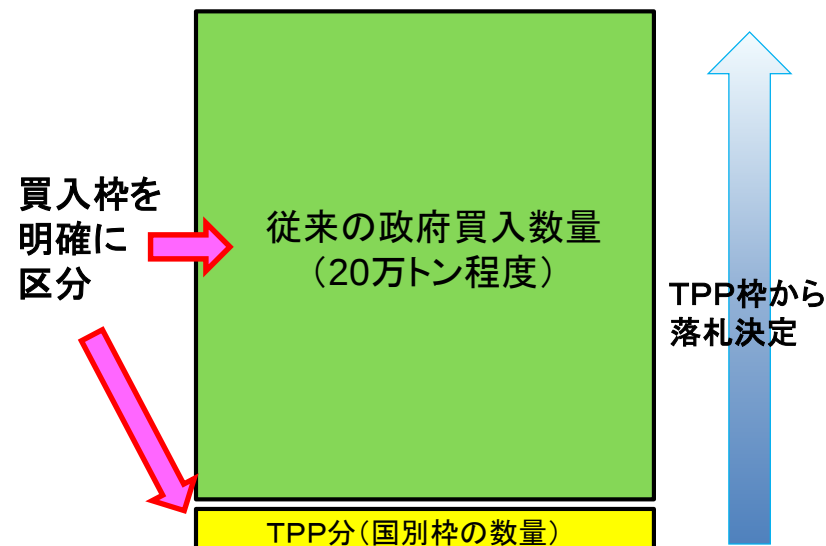
- ① これまでの適正備蓄水準(100万トン程度)を維持した上で、従来の買入数量(毎年20万トン程度)に、TPP国別枠の数量を追加する(その分、毎年の売却数量が増加する)
- ② 輸入入札年度と同じ年産の備蓄米について、これまでの備蓄米の買入入札と同様に、収穫前に買入入札を実施する
- ③ 従来分とTPP分を区分し、TPP枠から先に落札決定することにより、TPP国別枠による輸入量の増加が主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断する。

備蓄米買入入札の時期と数量



(注) TPP協定発効初年度(2018年度)の国別枠輸入予定数量は、6,000実トンを当該年度の残余の月数で按分した数量。初年度(2018年度)の国別枠輸入の対策として、翌年産(2019年産)の備蓄米買入れにおいて当該国別枠相当分を上乗せした数量の買入れを実施。

備蓄米の落札決定イメージ



○ 総合的なTPP等関連政策大綱(令和元年12月5日 TPP等総合対策本部決定)(抜粋)

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

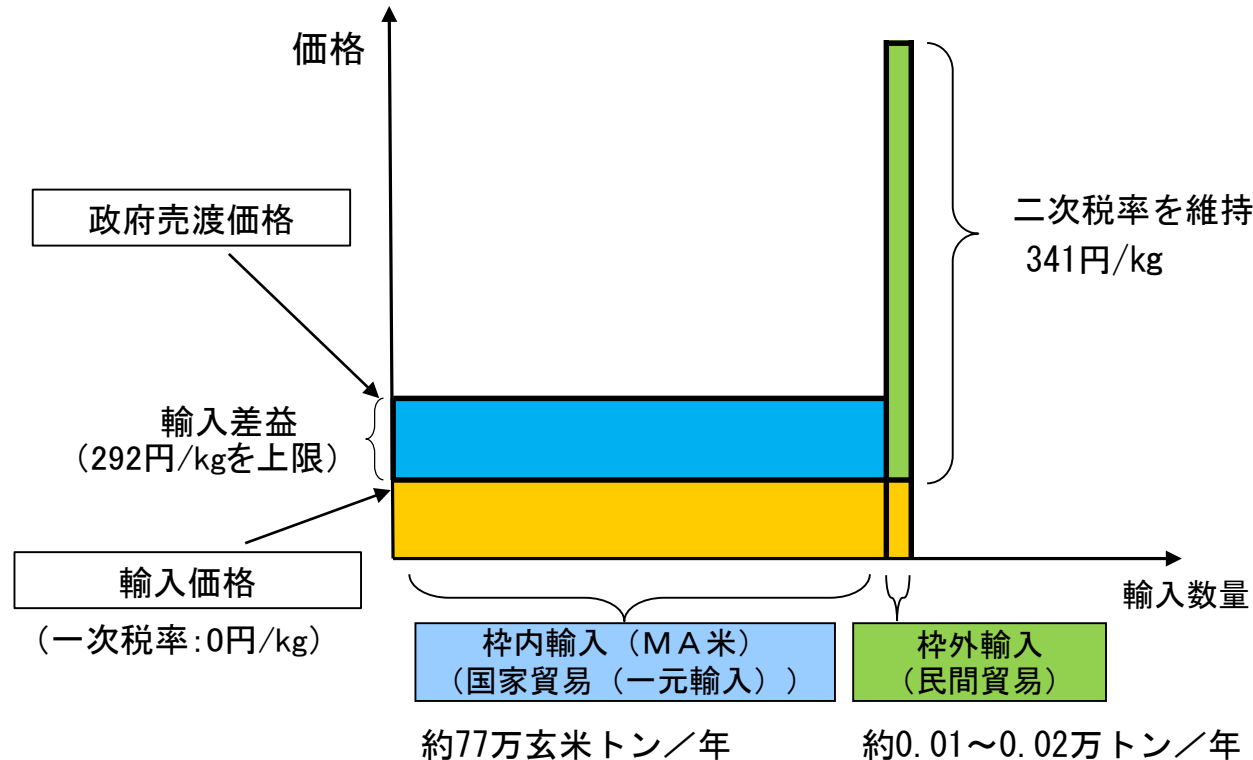
- コメ・コメ粉等の国家貿易品目や、原料にコメを多く使用する米菓等の加工品・調製品等について、関税削減・撤廃等からの「除外」を確保し、現行の国境措置を維持。

【コメの輸入量】

全世界	77万トン
米国	38万トン
タイ	37万トン
豪州	0.7万トン
中国	0.3万トン
EU	0.01万トン (0.01%)

(注) 平成28年度のMA輸入契約数量及び枠外輸入数量(玄米トン)。

【コメの国境措置】



(注) 交渉妥結(平成29年12月)時点の国境措置の概要。

- それ以外の加工品・調製品等について、関税削減又は撤廃。

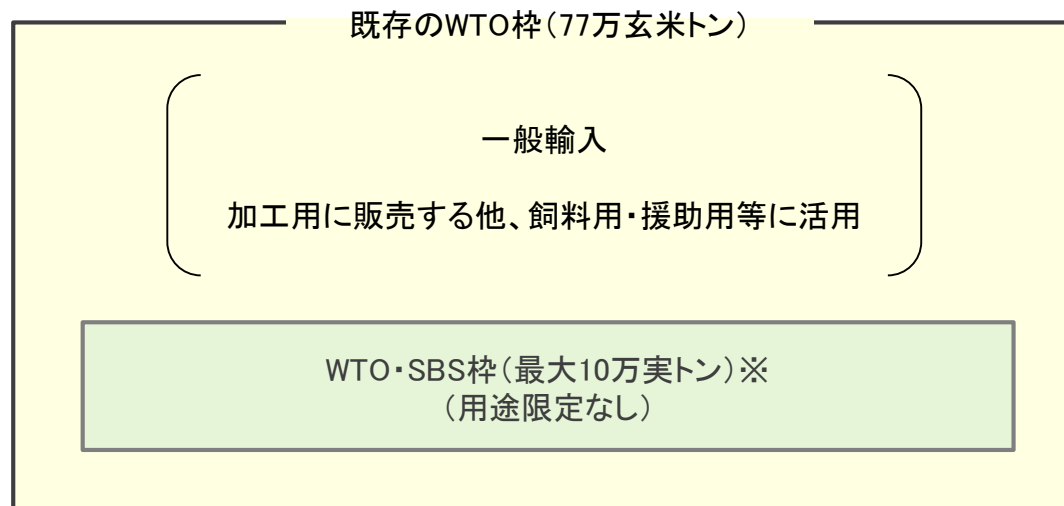
- (例) ・ 育児用穀物調製品 : 24%又は13.6% → 段階的に11年目に50%削減
 ・ 飼料用調製品 2品目 : 12.8%、36円/kg → 段階的に6年目に撤廃又は即時撤廃
 ・ 朝食用シリアル 2品目 : 11.5% → 段階的に8年目に撤廃

- 米粒(粳、玄米、精米、碎米)のほか、調製品を含め、コメ関係は、全て除外(米国枠も設けない)。

※ 既存のWTO・SBS枠(最大10万実トン)について、透明性を確保するため、入札件数など入札結果を公表。

(注)SBS:国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。

【参考1】

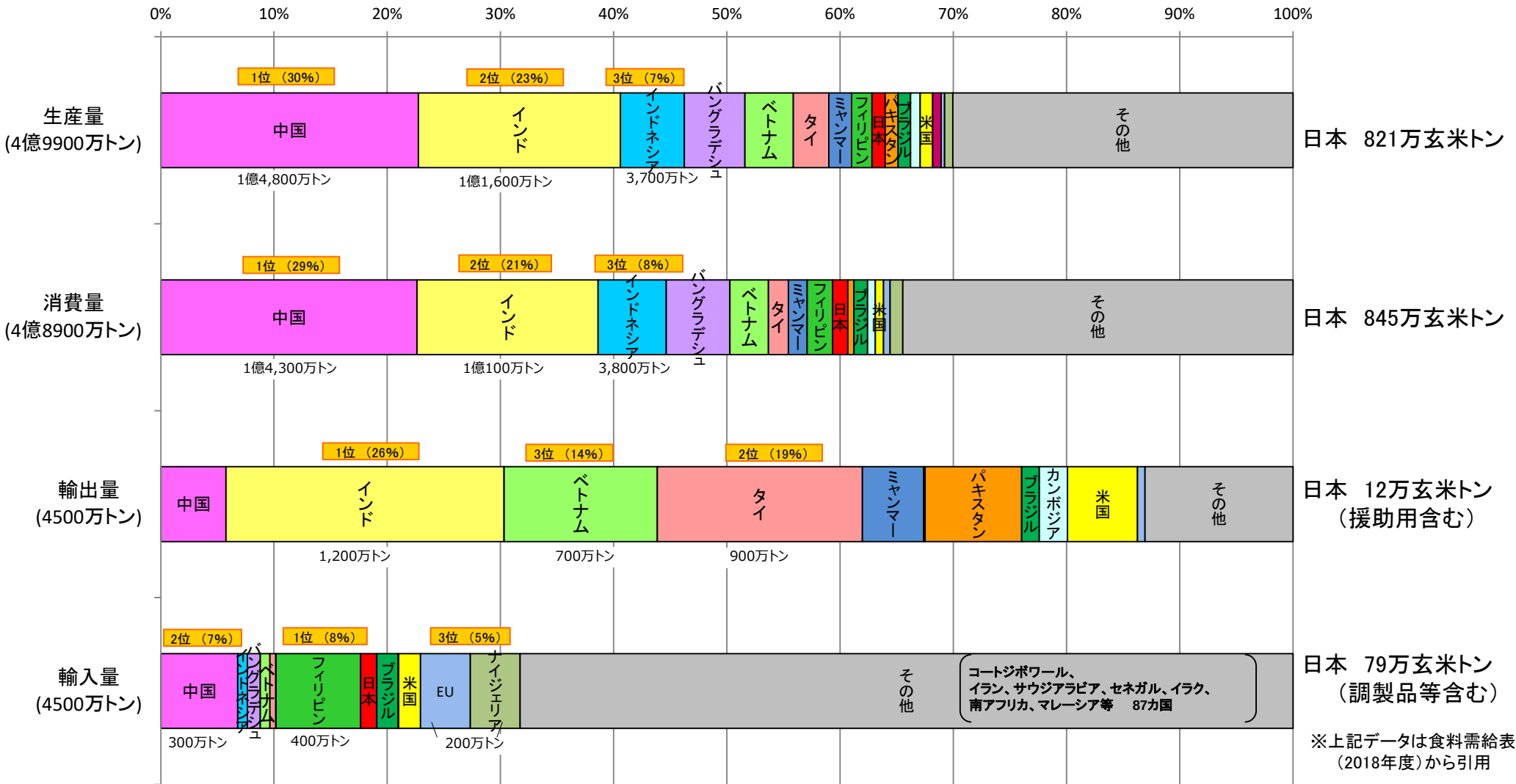


【参考2】TPP合意内容

- コメ・コメ粉等の国家貿易品目について、国別枠を新設。
 - ・ 米国枠:5万実トン(当初3年維持)→7万実トン(13年目以降)
 - ・ 豪州枠:0.6万実トン(当初3年維持)→0.84万実トン(13年目以降)
- それ以外のコメの加工品・調製品(民間貿易品目)について、以下の対応。
 - ・ 一定の輸入がある品目等は、関税を5~25%削減
 - ・ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃

世界のコメ需給の現状(主要生産国、輸出国等)

- 世界のコメ生産量は約5億精米トン(うち日本は2%)。第1位は中国(1.5億トン)で全体の30%を占める。
- 世界のコメの輸出量は、4.5千万精米トン。このうち、第1位はインドで全体の26%を占める。



出典: 「PS&D」(米国農務省)(2018/19年、精米ベース) (2019年10月時点)

コメ輸出国の動向

- コメの生産に占める貿易の割合(貿易率)は、他の農産物に比べて低く、このため、国際価格は変動しやすい。
- 我が国は、輸出大国であるタイや、米国、豪州、中国等からミニマムアクセス米として毎年77万トンを入力。

中国

- ・ 世界最大のコメ生産国。一方、近年は、輸入量も多くなっている。
- ・ 日本向けには、主に中粒種を輸出。安全性に対する懸念等を背景に、2013年以降は、SBSによる短粒種の輸出は大幅に減少。

タイ

- ・ インドと並ぶコメ輸出国。
- ・ 日本向けにも長粒種を輸出。

ベトナム

- ・ インド、タイと並ぶコメ輸出国。
- ・ 価格はタイより安い。

米国

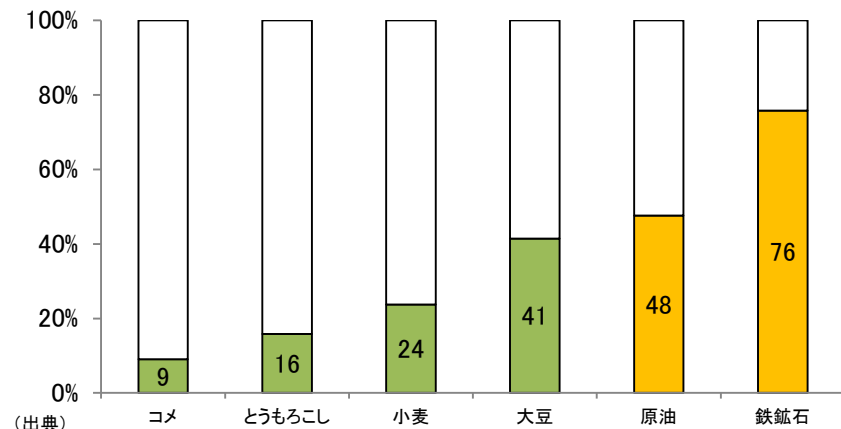
- ・ コメは、南部の一部とカリフォルニアで生産。
- ・ 大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に関心(生産の約半分を輸出)。
- ・ 日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。
- ・ カリフォルニアでは、干ばつ等により、2014年、2015年には生産量が減少していたが、近年は回復。

豪州

- ・ 主に中粒種を生産し、日本にも輸出。
- ・ 生産量は、干ばつによる大きく減少する年もある。

○ 主な農産物の貿易率

(参考)



(出典)

コメ、とうもろこし、小麦、大豆：PSD(米国農務省)(2019年10月時点)(2018/19年の数値)

原油：「KEY WORLD ENERGY STATISTICS 2019(IEA)」(2017年の数値)

鉄鉱石：「Steel Statistical Yearbook 2018(World Steel Association)」(2017年の数値)

(注) 貿易率=世界の輸出入量/世界の生産量×100

○ コメの国際価格(タイ米輸出価格)の推移



出典：タイ国貿易取引委員会

注：うるち精米長粒種2等相当の月初価格